

道路の区域決定（変更）及び供用開始事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第18条の規定に基づく道路の区域の決定（以下「区域決定」という。）、道路の区域の変更（以下「区域変更」という。）、道路の供用の開始（以下「供用開始」という。）及び道路の供用の廃止（以下「供用廃止」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（区域決定）

第2条 区域決定は、路線の指定、認定又は変更があった場合において、遅滞なく行うものとし、次に掲げる図書を作成の上、告示するものとする。

- (1) 告示文 別記様式第1号による。
- (2) 位置図 道路網図等に位置を表示したもの
- (3) 道路区域図 工事用平面図等に道路区域を表示したもの
- (4) 用地平面図 用地平面図等に用地の取得範囲を表示したもの
- (5) 公図 起点及び終点の地名及び地番が表示されたもの
- (6) 写真 起点及び終点付近の状況が撮影されたもの

（区域変更）

第3条 区域変更は、路線の変更を伴わずに道路の区域の一部に変更があった場合において、遅滞なく行うものとし、次に掲げる図書を作成の上、告示するものとする。なお、道路台帳図面補正に伴う区域変更については、(2)及び(5)から(7)の図面の作成を省略することが出来る。

- (1) 告示文 別記様式第2号による。
- (2) 位置図 道路網図等に位置を表示したもの
- (3) 前道路区域図 道路台帳平面図に変更前の道路区域を表示したもの
- (4) 後道路区域図 工事用平面図等に変更後の道路区域を表示したもの
- (5) 用地平面図 用地平面図等に用地の取得範囲を表示したもの
- (6) 公図 起点及び終点の地名及び地番が表示されたもの
- (7) 写真 起点及び終点付近の状況が撮影されたもの

(供用開始)

第4条 供用開始は、区域決定又は区域変更後、道路を一般交通の用に供しようとする場合において、遅滞なく行うものとし、次に掲げる図書を作成の上、告示するものとする。ただし、区域決定又は区域変更の告示と同時に行う場合は、(2)から(6)の図面の作成は不要とする。

- (1) 告示文 別記様式第3号による。
- (2) 位置図 道路網図等に位置を表示したもの
- (3) 供用開始図 工事前平面図等に供用開始区域を表示したもの
- (4) 用地平面図 用地平面図等に用地の取得範囲を表示したもの
- (5) 公図 起点及び終点の地名及び地番が表示されたもの
- (6) 写真 起点及び終点付近の状況が撮影されたもの

(供用廃止)

第5条 供用廃止は、道路の全部又は一部の機能が失われ、当該道路を一般交通の用に供する必要がなくなった場合において、遅滞なく行うものとし、次に掲げる図書を作成の上、告示するものとする。ただし、区域変更により廃止される道路の部分についての供用廃止は不要とする。

- (1) 告示文 別記様式第4号による。
- (2) 位置図 道路網図等に位置を表示したもの
- (3) 供用廃止図 道路台帳平面図に供用廃止区域を表示したもの
- (4) 公図 起点及び終点の地名及び地番が表示されたもの
- (5) 写真 起点及び終点付近の状況が撮影されたもの

(道路区域の設定)

第6条 道路区域は、所有権等の権原の取得(予定)範囲とする。ただし、道路工事の附帯工事等により設置する工作物又は施設で道路管理者以外の者が管理するものは、道路区域に含めない。

(供用開始の要件)

第7条 供用開始は、次の要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 道路の敷地について、道路管理者が所有権等の権原を取得していること
- (2) 道路としての物的施設が一般交通の用に供して差し支えない程度に備わっていること

(告示)

第8条 告示の記載事項は、次によるものとする。

(1) 区間は、当該路線の起点側を区間の起点、終点側を区間の終点とし、起点から終点に向かって左側の道路の隣接地の地名及び地番とする。ただし、左側の隣接地に地番がない場合は、右側の地番とする。

(2) 敷地の幅員は、区域決定又は区域変更を行う区間における道路区域の幅をいい、車道中心線に対し垂直に計測したときの最大幅員及び最小幅員とする。

なお、区域変更においては、変更前後の別に記載するものとする。

(3) 敷地の延長は、区域決定又は区域変更を行う区間における道路区域の長さをいい、車道中心線の延長の計とする。

なお、区域変更においては、変更前後の別に表示するものとする。

(4) 区域決定又は区域変更を行う区間において他の路線が重複している場合は、当該他の路線について併せて告示を行うものとする。

なお、供用開始においては、当該他の路線の告示は不要とする。

(告示関係図面)

第9条 告示関係図面の作成方法は、次によるものとする。

(1) 位置図（共通）

道路網図上に該当区間を赤色で着色し、赤色の円で囲む。

(2) 道路区域図（区域決定）

道路区域を赤色の線で囲み、起点及び終点の地名及び地番、最大・最小幅員並びに延長を赤色で表示する。

(3) 前道路区域図（区域変更）

変更前の道路区域を青色の線で囲み、起点及び終点の地名及び地番、最大・最小幅員並びに延長を青色で表示する。

なお、道路区域から除外し廃道とする部分は、黄色で着色する。

(4) 後道路区域図（区域変更）

変更後の道路区域を赤色の線で囲み、起点及び終点の地名及び地番、最大・最小幅員並びに延長を赤色で表示する。

(5) 供用開始図（供用開始）

(2)又は(4)と同様とする。ただし、最大・最小幅員及び延長の表示は不要とする。

なお、道路区域の一部のみ供用開始する場合は、当該部分を赤色で着色する。

(6) 供用廃止図（供用廃止）

(3)と同様とする。ただし、最大・最小幅員及び延長の表示は不要とする。

(7) 用地平面図（共通）

権原取得範囲（用地取得線等）を赤色の線で囲む。

(8) 公図（共通）

起点及び終点の地番を赤色の円で囲み、それぞれ「起点」、「終点」と赤色で表示する。

(9) 写真（共通）

起点及び終点付近の状況撮影したものとし、特筆すべき個所があれば適宜追加する。

（事務処理の流れ）

第 10 条 道路工事に伴う事務処理の流れは、次のとおりとする。

(1) 手続の依頼

道路工事担当課は、告示予定日の 4 週間前までに、別記様式第 5 号から第 8 号により区役所建設課に手続の依頼を行うこととし、告示関係図面作成に必要な工事関係図面（工事用平面図・縦断図・横断図、用地平面図、公図転写図等）を 2 部提出するものとする。

(2) 告示手続の依頼

区役所建設課は、告示予定日の 2 週間前までに、別記様式第 9 号から様 1 2 号により土木総務課に告示の依頼を行うこととし、告示関係図面を 2 部作成の上、1 部を提出するものとする。

(3) 審査・告示

土木総務課は、道路区域の設定方法、供用開始の要件等の審査を行い、適当と認める場合は、告示手続を行う。

(4) 告示関係図面の縦覧

土木総務課及び区役所建設課において、告示の日から 2 週間、告示関係図面を一般の縦覧に供する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 3 月 2 0 日から施行する。